

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木千八百九十番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木保外志
石川県白山市松本町二千五百十二番地

（変更後）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町二千五百十二番地

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

二 届出年月日

平成三十年二月二十八日

三 縦覧期間

平成三十年三月十三日から平成三十年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月十三日から平成三十年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課